エ　北緯三十三度八分十秒東経百三十度二十一分二秒の点
オ　北緯三十三度八分十二秒東経百三十度二十分五十八秒の点
カ　北緯三十三度八分五秒東経百三十度二十分五十一秒の点
キ　北緯三十三度八分四秒東経百三十度二十分四十九秒の点
三　免許予定日　平成二十五年九月一日
四　申請期間　平成二十五年六月三日から同年七月五日まで
五　地元地区　佐賀県佐賀市川副町大字大詫間
備考　免許の存続期間は、平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第十四号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第三種区画漁業
漁業の名称　かき養殖業
漁業時期　一月一日から十二月三十一日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度八分十秒東経百三十度二十分四十七秒の点
イ　北緯三十三度八分八秒東経百三十度二十分五十秒の点
ウ　北緯三十三度七分五十五秒東経百三十度二十分四十秒の点
エ　北緯三十三度七分四十一秒東経百三十度二十分二十七秒の点
オ　北緯三十三度七分四十二秒東経百三十度二十分二十五秒の点
カ　北緯三十三度七分五十八秒東経百三十度二十分三十五秒の点
三　免許予定日　平成二十五年九月一日
四　申請期間　平成二十五年六月三日から同年七月五日まで
五　地元地区　佐賀県佐賀市川副町大字大詫間
備考　免許の存続期間は、平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第二百一号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ七直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度七分十七秒東経百三十度十九分五十七秒の点
イ　北緯三十三度七分十二秒東経百三十度二十分十六秒の点
ウ　北緯三十三度六分五十二秒東経百三十度二十分八秒の点
エ　北緯三十三度六分三十八秒東経百三十度二十分一秒の点
オ　北緯三十三度六分二十六秒東経百三十度十九分四十八秒の点
カ　北緯三十三度六分二十八秒東経百三十度十九分四十三秒の点
キ　北緯三十三度六分四十四秒東経百三十度十九分四十四秒の点
三　免許予定日　平成二十五年九月一日
四　申請期間　平成二十五年六月三日から同年七月五日まで
五　地元地区　佐賀県佐賀市川副町大字大詫間、同早津江、同早津江津
備考　免許の存続期間は、平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第二百二号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度七分二十七秒東経百三十度二十分四十六秒の点
イ　北緯三十三度七分二十三秒東経百三十度二十一分一秒の点
ウ　北緯三十三度六分三十四秒東経百三十度二十分四十九秒の点
エ　北緯三十三度六分三十八秒東経百三十度二十分十六秒の点
オ　北緯三十三度七分二十六秒東経百三十度二十分三十秒の点
カ　北緯三十三度七分三十六秒東経百三十度二十分四十七秒の点
三　免許予定日　平成二十五年九月一日
四　申請期間　平成二十五年六月三日から同年七月五日まで
五　地元地区　佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間、同犬井道、同鹿江、神埼市千代田町
備考　免許の存続期間は、平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第二百三号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度六分三十七秒東経百三十度二十分十四秒の点
イ　北緯三十三度六分三十二秒東経百三十度二十分四十九秒の点
ウ　北緯三十三度六分三秒東経百三十度二十分三十九秒の点
エ　北緯三十三度六分六秒東経百三十度二十分十四秒の点
三　免許予定日　平成二十五年九月一日
四　申請期間　平成二十五年六月三日から同年七月五日まで
五　地元地区　佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間
備考　免許の存続期間は、平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第二百四号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで